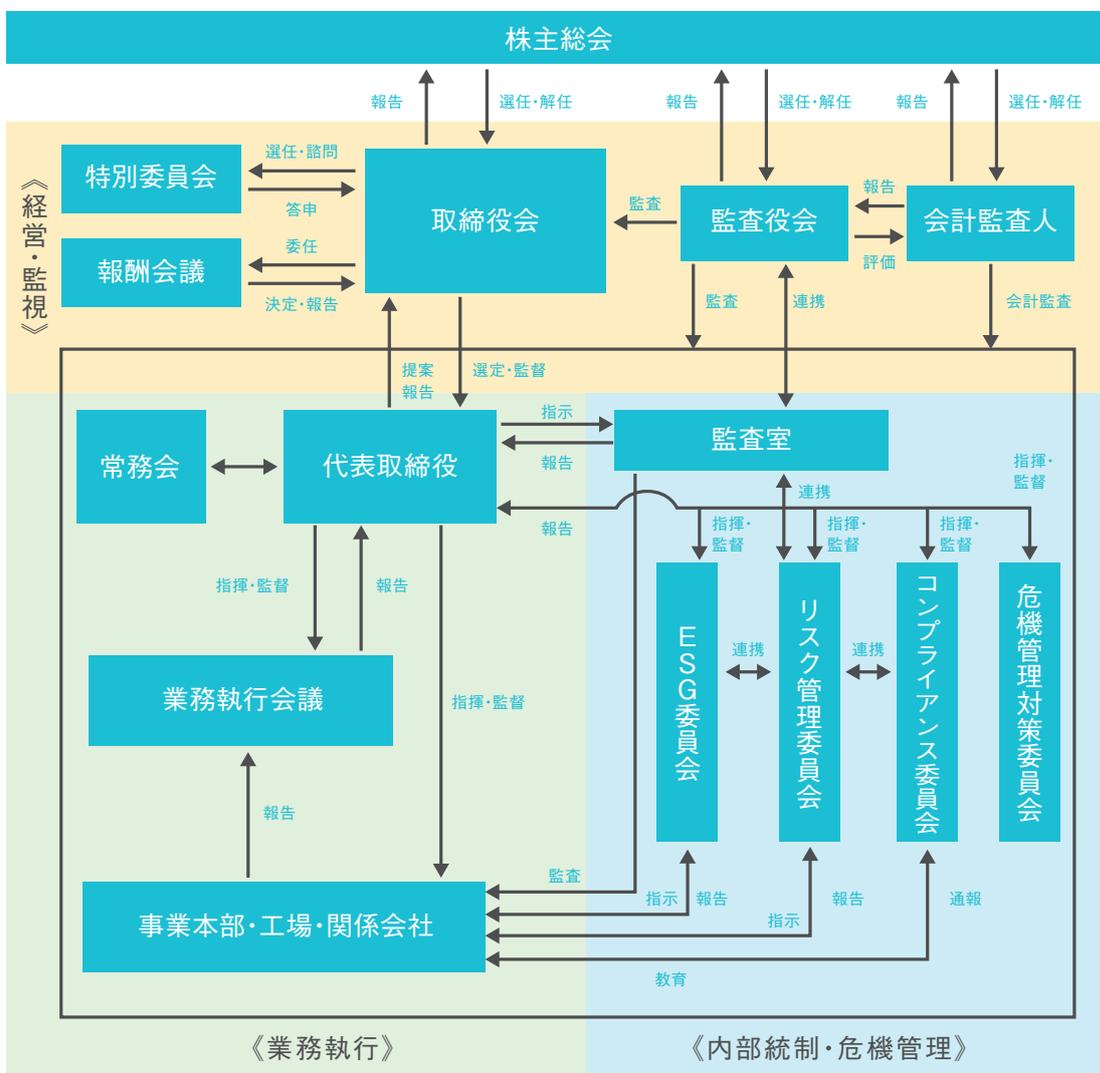


# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社及び当社グループ会社は、親会社の経営方針を尊重した企業経営を遂行いたします。そのうえで、当社「社是」及び「経営理念」に基づき、不断の努力により新しい価値と需要を創造するとともに、徹底した改善に絶え間なく取り組み、収益を確保することで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。かかる目的を達するためには、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの健全な協働関係を構築することが不可欠であると考えています。この考えのもと、当社及び当社グループ会社は、企業経営の透明性と効率性の向上を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の強化を推進し、コーポレートガバナンスのさらなる充実・強化に取り組んでまいります。

●コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



## ◆取締役会の活動状況

取締役会は、月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当事業年度に開催された取締役会は14回であり、各役員の出席状況については次のとおりです。なお、当日の審議をより充実させるため、取締役会の開催に先立ち、社外取締役・社外監査役に対し、各回とも議案内容に関し適宜社内の取締役等から事前説明または資料の事前配布を実施しています。

氏名	役職名	出席回数	出席率
山田憲典	代表取締役会長	14回／14回	100%
飯島幹雄	取締役副会長	14回／14回	100%
河村宣行	代表取締役社長	14回／14回	100%
宮崎 広	専務取締役	14回／14回	100%
瓜生 徹	専務取締役	就任後10回／10回	100%
富永寿哉	常務取締役	14回／14回	100%
古田 健	取締役	14回／14回	100%
高橋俊裕	独立社外取締役	14回／14回	100%
中野武夫	独立社外取締役	13回／14回	93%
村岡香奈子	独立社外取締役	13回／14回	93%
酒井美紀	社外取締役	14回／14回	100%
神長善次	独立社外取締役	14回／14回	100%
中島清隆	常勤監査役	13回／14回	93%
弘中 徹	社外監査役	14回／14回	100%
佐藤元宏	独立社外監査役	14回／14回	100%

## ◆取締役会の実効性評価

取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、毎年1回、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を行っています。

項目	
自己評価・分析の方法	2024年1月にすべての取締役及び監査役を対象にアンケートを実施し、2024年3月の取締役会において、当該結果についての分析・評価を行いました。
評価結果	取締役会の構成、運営、モニタリング機能等について概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると認識いたしました。
取り組の今後のみ	2023年度の実効性評価の結果から、「社外役員の意見交換の機会提供の継続実施」及び「外部セミナー等の受講機会提供の検討」を課題として共有いたしました。今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

## ◆役員報酬決定方針

### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

「取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます）を取締役会で決議しています。決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、多様で優秀な人材を確保するために、同業種他社及び他業種同規模他社の報酬水準を参酌しつつ、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本としています。取締役の報酬は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、社外取締役以外の取締役については、役位に応じた固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみで構成されており、経営成績及び取締役の業績等を勘案して、年俸を見直すこととしています。社外取締役の報酬は固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみとしています。

取締役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、取締役会から委任を受けた報酬会議により定めています。報酬会議は、会長、社長及び総務人事本部長により構成され、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定し、決定内容を取締役会に報告することとしています。

## 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、監査役の協議により個々の報酬額を決定しています。

### ●役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の週類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	271	271	—	—	—	8
監査役(社外監査役を除く)	21	21	—	—	—	2
社外役員	96	96	—	—	—	7

(注)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

## ◆特別委員会の活動状況

当社の少数株主の利益保護を目的として独立役員のうち3名を構成員とする常設の特別委員会を設置しており、当該委員会において親会社との重要な取引及び行為について、取引・行為の必要性、合理性及び条件の相当性を含め、審議・検討を行っています。

### ●主な審議・検討内容

回	開催月	主な審議・検討内容
第1回	2023年 4月	・委員長選任 ・2023年4月時点での親会社との取引の内容及び継続して行う当該取引の内容について
第2回	2023年 9月	・2023年1月～6月までの親会社との取引の内容及び継続して行う当該取引の内容について

### ●当事業年度の出席状況

役職名	氏名	出席回数	出席率
独立社外取締役	村岡香奈子(委員長)	2回/2回	100%
独立社外取締役	高橋俊裕	2回/2回	100%
独立社外監査役	佐藤元宏	2回/2回	100%

## ◆2023年度内部統制システムの整備運用状況

企業会計審議会の示す内部統制の基本的枠組みに準拠して、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定及び随時見直しを図り、内部統制の整備・運用を行っています。2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が施行されたこととともない、2015年7月29日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、改定しました。それに基づき、企業集団の業務の適正と監督及び監査の実効性を確保するため、グループ会社すべての会社に派生するリスクに対して、今まで以上にあらゆる可能性を認識し対応できるよう体制を強化し、内部統制システムを運用しています。

また、財務報告に係る内部統制についても、内部統制の基本的枠組みに準拠して整備運用していますが、財務報告への影響を勘案し、重要な虚偽記載の発生可能性がある事象に関しては個別に対応しています。2023年度におきましては、再度システムを見直し、財務報告の信頼性を高め、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、その中で自己点検や独立的評価を適正に実施しました。今後も、業務の適正を確保するために、あらゆるリスクを想定し体制をさらに強化することにより、内部統制の有効性を確保し企業としての社会的責任を果たしていきます。